

1. 大綱の概要

未婚のひとり親について寡婦（夫）控除を適用する。この際、適用する条件は死別・離別の場合と同様とする。

2. 制度の内容

未婚のひとり親について寡婦（夫）控除を適用する。この際、適用する条件は死別・離別の場合と同様とする。
寡婦（夫）控除について、以下の見直しを行う。

寡婦に寡夫と同じ所得制限（所得500万円（年収678万円））を設ける。

住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がある場合には、控除の対象外とする。

子ありの寡夫の控除額（現行所得税27万円、住民税26万円）について、子ありの寡婦（所得税35万円、住民税30万円）と同額とする。

（注1）上記の改正は、令和2年分以後の所得税、令和3年度分以後の個人住民税について適用する。

（注2）扶養親族がない死別女性、子以外の扶養親族を持つ死別・離別の女性（所得500万円（収入678万円）以下）については現状のままとする。

（注3）現行の寡婦、寡夫又は単身児童扶養者に対する個人住民税の非課税措置を見直し、上記の見直し後の寡婦若しくは寡夫又は上記の措置により控除の対象となる未婚のひとり親（これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。）を対象とする。

控除の法形式については検討中

「令和2年度税制改正大綱」（抜粋）＜令和元年12月12日 自由民主党・公明党＞

P14

第一 令和2年度税制改正の基本的考え方

4 経済社会の構造変化を踏まえた税制の見直し

(3) 未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（夫）控除の見直し

全てのひとり親家庭の子どもに対して公平な税制を実現する観点から、「婚姻歴の有無による不公平と「男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平」を同時に解消するために、次の措置を講じる。

未婚のひとり親について寡婦（夫）控除を適用する。この際、適用する条件は死別・離別の場合と同様とする。

寡婦（夫）控除について、寡婦に寡夫と同じ所得制限（所得500万円（年収678万円））を設ける。あわせて、住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がある場合には、控除の対象外とする。さらに、子ありの寡夫の控除額（現行所得税27万円、住民税26万円）について、子ありの寡婦（所得税35万円、住民税30万円）と同額とする。

なお、扶養親族がない死別女性、子以外の扶養親族を持つ死別・離別の女性（所得500万円（収入678万円）以下）については現状のままとする。